

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和3年3月18日（木）午前10時30分
閉 会 日	令和3年3月18日（木）午前10時59分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長（政策秘書担当） 川本満男 次長（人事、情報担当） 横地賢一 政策秘書課長 若杉玲子 課長補佐（政策第1・秘書担当） 小田 豊 政策第2係長 安井寛樹 情報課広報広聴係長 榊本芳樹 総務部長 中西直起 次長 加藤英之 財政課長 嵯峨 剛
	計 11 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 青山直道 議会事務局長 水野敬久 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 33 号 訴訟の提起について

政策秘書課長 議案第 33 号について説明

伊藤委員 今後同様の給付金支給があった場合に同じミスが発生しないように他市町とも共有すべきと考えるが、国へ報告しないのか。

政策秘書課長 市の確認不足だと認識しており、国に報告していない。

川合委員 申請書に基準日が令和 2 年 4 月 27 日であることは記載されていたのか。

市長公室長 早期支給でも基準日は令和 2 年 4 月 27 日である。特別定額給付金のチラシ、市ホームページ、全戸配布した市の新型コロナウイルス感染症関連の施策を掲載したチラシなどに基準日を記載して周知しているが、申請書に基準日の記載はない。

川合委員 申請者が対象外と知った上で請求したのであれば、刑事事件になるのではないのか。

政策秘書課長 不当利得の返還を求める強制執行をするために必要な裁判である。手続きに従って進めていきたい。

さとう委員 ミスが発生した要因と再発防止策はどのようなか。

政策秘書課長 システム稼働前の早期支給で発生しており、手作業により複数人でチェックしていたが、チェックする際に 1 つ前の古い住民基本台帳情報が添付されており気づかなかった。早く支払いたいという思いもあり、急いで確認作業をしていた。今後は一度落ち着いて何を確認しなければならぬのか検討してから複数人で確認していきたい。

さとう委員 添付されていたデータはいつ時点のものかわからないのか。

政策秘書課長 画面をみただけでは、何月何日時点のものかわからないが、最新のものでないかは分かる。

さとう委員 これまでどのような催促をしたうえで、簡易裁判所へ支払い督促を申し立てることになったのか。

政策秘書課長 政策秘書課長名で 3 回文書により通知し、何回も電話しているが留守電にもならず、電話で 1 回話し、自宅にも訪問したが支払ってもらえていない。その後、地方自治法に基づく支払督促の手続きを進めてきた。

田崎委員 誤操作により発生したミスを防ぐことは難しいと思うが、今後同じようにシステム稼働前に早く事務を行う際にミスが発生しないようにできるのか。

政策秘書課長 住民基本台帳を見るのが少ない部署であるため、閲覧に慣れている職員であれば問題はないと考える。慣れない部署の職員がシステムを扱うときに操作方法をしっかりと学習してから業務にあたるべきだと考える。

田崎委員 この業務に必要なスキルを認識して、必要な部署の職員をメンバーに加えるべきという指示はなかったのか。

政策秘書課長 専用のシステムが稼働すれば住民基本台帳と連動するため、住民基本台帳の知識は特段必要ないが、今回のミスはシステム稼働前に発生したものである。市民課と連携できていればよかったなど準備不足と反省している。

川合委員 支払命令が出ても資力がないと言われたらどうするのか。

政策秘書課長 強制執行することになる。

川合委員 支払能力がなければ強制執行しても意味がないのではないか。

政策秘書課長 現在は支払能力を調査する権限がないため、手続きを進めていきたい。

ささせ委員 相手方が簡易裁判所に異議申し立てをした理由はどのようなか。

政策秘書課長 異議申し立てをする際に理由を記載する必要がないため、わからない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 10 時 59 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 3 月 18 日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ